



「令和新時代創造県民運動推進委員会」は、
地域づくり活動について助言する県附属機関です。

令和新時代創造県民運動推進委員会 県民委員

募集!

募集内容

1. 応募資格
次の全ての要件を満たすこと。
(1) 鳥取県内における住民団体やNPO等の多様な主体による地域づくり活動の促進に意欲・関心があり、委員会において公平・公正な立場で意見を述べられること。
(2) 県内在住又は在勤で満18歳以上（令和4年4月1日現在）であること。（未成年の場合、保護者等の同意があること。）
(3) 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条に基づき設置される附属機関の委員でないこと。（鳥取県所管の他の附属機関の委員との兼務は不可。）
(4) 令和新時代創造県民運動推進委員会に出席できること。（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。）
(5) 地方公務員法第16条（欠格事項）に該当しないこと。
(6) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
(7) 鳥取県議会議員及び同県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でないこと。

2. 募集人数 1名

3. 募集期間 令和3年12月17日(金)～
令和4年1月31日(月)午後5時(必着)

4. 応募方法
裏面の応募様式に必要な事項（住所、氏名等のほか、「若者など多様な人たちと共に地域づくり活動に携わった経験」及び「志望動機」についての作文を合計800字以内）を記載し、持参、郵送又は電子メールによって、県民参画協働課まで提出してください。

なお、未成年の場合は、保護者等の同意書（任意様式）も合わせて提出してください。

5. 選考方法
応募資格を満たしている方を対象に、応募用紙の記載事項について書面審査し、決定します。

6. 結果の通知
応募された方全員に、郵送等でお知らせします。

あなたの
地域づくりの
経験を生かす
チャンス
です!!



令和新時代創造県民
運動推進委員会について

(業務) 住民団体やNPO等の
多様な主体による地域づくり活動
全般に係る助言、令和新時代創造県民
運動推進補助金に係る申請事業の審査等
を通じ、令和新時代創造県民運動の推進に参
画していただきます。

(任期) 3年(令和4年4月～令和7年3月)

(委員会のメンバー) 学識経験者、地域づくり活動有識者・
支援者、活動実践者、県民委員の10名以内で構成されています。

(開催回数・時間等) 年3～4回程度、1回あたり2～4時間程度
(協議する内容によって異なります。)

(場所) 鳥取県内（主に鳥取市内。オンラインを含む。)

(報酬等) 県の規定により報酬、交通費を支給

(氏名等の公表) 委員会は原則公開で行うため、県ホームページ、会議録等において、
氏名等を公表します。

『令和新時代創造県民運動』は、新たな住民参加型運動として、若者をはじめ全ての年代や主体が地域をよくするために行う活動や多くの人の共感を得て行う活動です。

応募・問合せ先

鳥取県 地域づくり推進部 県民参画協働課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7248 ファクシミリ：0857-26-8112 E-mail：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

令和4年度 令和新時代創造県民運動推進委員会 公募委員 応募用紙

住 所	〒 ー		
(ふりがな) 氏 名			職業
生年月日	年	月	日(歳) 性別 男性・女性
電 話 番 号	自 宅		
	携 帯		
電子メールアドレス			

応募資格の確認 (次の事項について、当てはまる又は承諾いただけることを確認し、口にチェック(☑)してください。)

- 鳥取県内における住民団体やNPO等の多様な主体による地域づくり活動の促進に意欲・関心があり、委員会において公平・公正な立場で意見を述べられること
- 県内在住又は在勤の満18歳以上(令和4年4月1日現在)であること(未成年の場合、保護者等の同意があること)
- 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条に基づき設置される附属機関の委員でないこと
- 委員会に出席できること(ただし、やむを得ない事情がある場合を除く)
- 地方公務員法第16条(欠格事項)に該当しないこと
- 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でないこと(必要に応じ、鳥取県警察本部に照会する場合がある。)
- 鳥取県議会議員及び鳥取県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でないこと。

記 述 欄

「地域づくり活動に携わった経験」と「志望動機」について記入してください。(別紙での提出可。合計で800字以内。)

若者など多様な人たちと共に地域づくり活動に携わった経験	
志望動機	